

インバウンド推進協議会OITA 規約

1. 目的

日本国が「観光立国」を主要政策課題として掲げる中、今後、インバウンド（訪日外国人旅行者）の受け入れ促進は不可欠な要素であり、インバウンドを推進するうえでのさまざまな課題と情報を共有し、その解決の糸口を見つけるための具体的な行動および効果的なプロモーションを実施するとともに、地域で活動している人たちのネットワーク構築と、大分県全体としての観光・地域振興に資することを目的とする。

2. 事業

協議会は、次の事業を行う。

- ① インバウンド受け入れに関する課題を共有し、より効果的に解決を図る。
- ② インバウンド推進に関する情報を共有し、より効果的な推進および研究を図る。
- ③ インバウンド推進に関する地域間連携を図り、より広域的な広報活動を図る。
- ④ 先進地の視察及び親睦を深めるための懇親会等の開催
- ⑤ 前各号の他協議会の目的達成のための必要な事業

3. 会員

協議会には、観光関係者のみならず、地域で活動している実践者、行政関係者、メディア関係者、その他目的・趣旨に賛同する者は誰でも会員として参加することができる。

- ① 会員は、自由に例会に出席し、意見や感想を述べることができる。
- ② 会員は定員制の講演会等に優先的に出席できる。
- ③ 会員は、協議会の普及・広報に努めるものとする。
- ④ 会員は、通信費・事務費等に充てるため会費として、年間 5,000 円を負担する。
- ⑤ 会員は、年会費を会計年度内に納めるものとする。

4. 特別会員

目的・趣旨に賛同する企業・法人・団体等は、特別会員として入会することができる。

- ① 特別会員は、例会に 10 名まで参加することができる。

- ② 特別会員は、例会で発表することができる。
- ③ 特別会員は、会費として、年間 20,000 円を負担する。
- ④ 特別会員は、年会費を会計年度内に納めるものとする。

5. 入会

協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、入会の申込みを行うものとする。

6. 運営委員会

協議会を運営するために、運営委員会を設置する。

- ① 運営委員は、別紙のとおりとする。
- ② 会長は、協議会を代表し、運営委員会を主宰する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- ④ 事務局長は、協議会の庶務を司る。

7. 例会

- ① 会員が参加する例会は、2 か月に 1 回開催する。
- ② 例会のテーマ・発表者は、あらかじめ運営委員会で決定する。
- ③ 例会の内容は、メディア・インターネット等で積極的に公開する。
- ④ 例会には、会員以外でも資料代等実費を負担すれば、誰でも参加できる。

8. 会計

- ① 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
- ② 事務局長は、毎年度最初の例会に前年度の会計報告を行い、承認を得なければならない。

9. 退会

- ① 会員は届出により退会することができる。
- ② 退会を希望する場合、氏名・会員番号を記入の退会届（様式任意）を事務局まで、メール、FAX、郵送、いずれかで通知しなければならない。
- ③ 1 年以上の会費未納は退会の意思表示とみなし退会の手続きを行う。

10. その他

- ① この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ② その他、必要な事項は、運営委員会で定める。

(別紙) 役員名簿

平成 31 年 4 月 1 日現在

会 長	二宮 謙児
副 会 長	三浦 孝典
同	角田 英之
運営委員	延 勝皓
同	藤井 幹雄
同	常 文静
同	三代 吉彦

附則：インバウンド推進協議会 OITA 入会基準

定款第 6 条で規定する入会基準については下記のとおりとする。

記

1. 入会申込者又はその法人等の業務従事者が次の各号に該当する場合は、入会を受け付けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ）であるとき。
- (2) 暴力団及び暴力団員が経営を支配又は実質的に経営に関与していると認められるとき
- (3) 自己・自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団及び暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 暴力団及び暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力しもしくは関与しているとき。
- (5) 暴力団及び暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 暴力団員と密接に交際を有する者及び暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者。
- (8) 居所不明・素行不良等会員又は従事者としてふさわしくない者。
- (9) 犯罪行為を行った者。